

赤塚税務会計事務所通信

確定申告

～確定申告が必要な人、したほうがよい人～

2月となり所得税の確定申告シーズンを迎えます。毎年確定申告をしている方もいれば、普段は申告していないものの諸事情により今年確定申告をする予定の方もいると思います。

どういった場合に確定申告が必要か、また、確定申告が必須ではないものの申告をしたほうがよいのか、簡単にご説明いたします。

給与所得者で確定申告が必要な人

まずは、多くの方が該当する給与所得者についてです。基本的には、給与所得者で年末調整を受けている場合には、確定申告が不要となる場合が多いですが、次のいずれかに該当する場合には確定申告が必要となります。

① 給与の年間収入金額(所得ではなく額面額である収入金額)が2,000万円を超える場合

② 給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得(公的年金に係る雑所得や、副業などの雑所得、不動産所得など)が20万円を超える場合

例えば、給与のほかに公的年金を受給している場合、雑所得(収入金額から公的年金控除を差し引いた金額)が20万円を超えるときは確定申告が必要となります。

③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されていない給与の収入金額と他の所得の合計金額が20万円を超える場合

④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与以外に貸付金の利子や不動産の賃料を受け取っている場合

この場合には、給与以外の所得が20万円以下であっても確定申告が必要となりますのでご注意ください。

公的年金の受給者で確定申告が必要な人

公的年金等に係る雑所得については、確定申告不要制度が設けられています。このため、次のいずれにも該当する場合には確定申告は不要です。

- ① 公的年金等の収入金額が400万円以下
- ② その他の所得金額が20万円以下

ここで収入金額と所得金額という異なる判定要素があるため混乱してしまうのですが、所得税法でいう収入金額とは、額面金額であり、所得とは収入から必要経費相当額(事業所得の場合は必要経費、給与所得の場合は給与所得控除)を差し引いた金額のことです。

裏面に続きます～

その他の所得

事業所得や譲渡所得などの所得については、計算した結果、所得税が発生しないようであれば、基本的には申告不要です。

ただし、譲渡所得の特例や事業所得の損失の繰越、株式の譲渡所得に係る損失の繰越などの特例を使う場合には、たとえ計算した結果、所得税が発生しない場合であっても、申告する必要がある場合もありますので、ご注意ください。

また、所得税の確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合もありますので、こちらもご注意ください。

確定申告をしたほうがよい場合

ここからは、確定申告の義務はないものの、申告することによって還付金が発生する場合を挙げていきます。

・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

住宅借入金等特別控除については、初年度は必ず確定申告が必要となります(2年目以降は年末調整で控除を受けることができます)。

- ・医療費控除
- ・寄付金控除
- ・雑損控除

上記3つの所得控除については、年末調整で控除を受けることができませんので確定申告することに

よって還付金を受けることができる可能性があります。

寄付金控除の内の1つであるふるさと納税についてはワンストップ特例という申告不要制度が設けられています。ただしワンストップ特例は確定申告をする必要のない方が利用できる制度ですので、確定申告が必要な方については、必ず、確定申告の際に寄付金控除の漏れがないように注意しましょう。

この他にも、給与所得や公的年金等に係る雑所得、保険年金等の雑所得があり、源泉徴収されている税額がある場合(源泉徴収票や、保険年金等の支払通知をご確認ください。)で、扶養控除や社会保険料控除、生命保険料等控除を適用することで、還付金が発生する場合があります。

まとめ

毎年申告をしている方にはお馴染みの確定申告ですが、毎年とは異なる収入があった方、また新たに寄付金の支払いや医療費が増大した場合など、確定申告が必要な場合や、したほうが良い場合があります。改めて今年確定申告をする必要があるかどうかを振り返ってみましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！